

国見町過疎地域持続的発展計画

令和8年度～令和12年度



国見町

令和8年3月

目 次

1 基本的な事項	1
(1) 国見町の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
(3) 行財政の状況	5
(4) 地域の持続的発展の基本方針	6
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	8
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	8
(7) 計画期間	9
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	9
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	10
(1) 現況と問題点	10
(2) その対策	11
(3) 計画	11
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	12
3 産業の振興	12
(1) 現況と問題点	12
(2) その対策	13
(3) 計画	13
(4) 産業振興促進事項	14
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	14
4 地域における情報化	15
(1) 現況と問題点	15
(2) その対策	15
(3) 計画	15
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	16
5 交通施設の整備、交通手段の確保	16
(1) 現況と問題点	16
(2) その対策	16
(3) 計画	17
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	18
6 生活環境の整備	19
(1) 現況と問題点	19
(2) その対策	20
(3) 計画	21
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	22

7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	23
(1)	現況と問題点	23
(2)	その対策	24
(3)	計画.....	25
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	26
8	医療の確保	26
(1)	現況と問題点	26
(2)	その対策	27
(3)	計画.....	27
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	27
9	教育の振興	27
(1)	現況と問題点	27
(2)	その対策	28
(3)	計画.....	29
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	29
10	集落の整備	30
(1)	現況と問題点	30
(2)	その対策	30
(3)	計画.....	30
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	31
11	地域文化の振興等	31
(1)	現況と問題点	31
(2)	その対策	31
(3)	計画.....	32
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	32
12	再生可能エネルギーの利用の推進	32
(1)	現況と問題点	32
(2)	その対策	33
(3)	計画.....	33
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	33
	事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分	34

1 基本的な事項

(1) 国見町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

(ア) 自然的条件

国見町は、福島県の中央北部に位置し、北は宮城県白石市、東南は伊達市、西は桑折町に隣接しています。県都福島市には 16.5km、仙台市、山形市、郡山市にはそれぞれ 60km 圏内の距離にあります。奥羽山脈と阿武隈高地に挟まれた阿武隈川水系により形成された福島盆地（信達盆地）の北縁部に位置します。町の北西部には標高 600～700m の山塊が連なり、中通り地方の北端を形成しています。総面積は 37.95 km²、標高は中央部で 76m、山間部は 100～150m です。

国見町の北西部の山並みは、安山岩・玄武岩類の苦鉄質火山岩類からなり、平野部では堆積した凝灰岩類に由来する粘土層が広く分布しています。また町内の南から東へ湾曲して流れる阿武隈川流域には良質な田園地帯が広がるとともに、福島市北部から流れる農業用水路の西根堰が基幹産業の農業を支えています。

気象状況は、内陸性気候の特徴が混じった太平洋側気候で、年間平均気温は 13.3℃、7 月から 8 月の夏期は最高気温が 35℃を超えて上がり、湿度も高く盆地特有の蒸し暑さが続きます。一方で、12 月から 2 月には氷点下 7℃前後まで気温が下がり、降雪も中通り南部と比べると多いですが、年間降雨量は、700～1,000mm で雨量は少ない状況です。

(イ) 歴史的条件

国見町は、旧石器時代より人々が生活し、町内には県内最大規模の複式炉をもつ竪穴式住居が発見された縄文時代の集落「岩淵遺跡」をはじめ多くの遺跡・古墳群が確認されています。さらに 1189 年には、源頼朝が率いる鎌倉軍と藤原泰衡が率いる奥州藤原軍とが戦った「奥州合戦・阿津賀志山の戦い」がこの地で繰り広げられました。その際に奥州軍が築いた長さ 3.2 km にわたる長大な防御施設「阿津賀志山防塁」は、国指定史跡です。国見町は、政治の中枢が公家から武家へと変わるきっかけとなった歴史的転換点の場所でもあります。その後、中世、近世において交通の要衝として宿場町が形成され、現在においても国道 4 号、東北自動車道、JR 東北本線、東北新幹線の主要幹線が町を縦断しています。

昭和 29 年の昭和の町村大合併によって、藤田町、小坂村、森江野村、大木戸村、大枝村の 1 町 4 村が合併し「国見町」が誕生しました。町名は、この地域のシンボルである阿津賀志山の「国を見る山・国見山」という呼び名をとり、「栄えゆく国を望む」との意味を込めて名付けられました。

(ウ) 社会的、経済的条件

国見町の交通体系は、JR 東北本線、東北自動車道、国道 4 号がほぼ並行して南北に縦断し、宮城県七ヶ宿町へ抜ける主要地方道白石国見線が東西に横断しています。福島市と白石市までは車で 30 分、東北自動車道で郡山市と仙台市へ約 50 分の距離にあります。また、国見町の位置が、郡山市と仙台市および福島市と白石市のほぼ中間に位置することから、東北自動車道には国見インターチェンジと国見サービスエ

リアが、国道4号には道の駅国見あつかしの郷が整備されています。県道も縦横に整備され、主要地方道白石国見線・浪江国見線、一般県道五十沢国見線・赤井畑国見線・大枝貝田線があり、米沢市まで約50km、浪江町まで約80kmの距離があります。鉄道は、JR東北本線が南北に通じ、藤田駅・貝田駅が存在します。藤田駅から福島駅には電車で約17分、仙台駅には約1時間5分となっており、通勤・通学の重要な駅となっています。貝田駅は無人駅ですが、周辺の住民が利用しています。

国見町の産業は、古くから農業が基幹産業で、主な平地には水田が広がります。また、副業として養蚕業が盛んに行われていましたが、大正末期の生糸の乱高下や科学繊維の開発により、養蚕業を営む農家が減少し、昭和初期より新たな生業として、あんぽ柿の生産が始まり、さらに昭和40年代より果樹、特に桃の生産が盛んに行われるようになりました。現在は果樹と水稲を組み合わせた農業形態が主です。

農業産出額では果樹が突出しています。モモ、サクランボ、アンズ、スモモ、ブドウ、リンゴ、あんぽ柿の生産が盛んで、中でも桃の出荷量は全国9位、町の部1位（平成22年）を誇りました。水稲の主な作付け銘柄はコシヒカリで、阿武隈川の氾濫原を耕地とする国見産の米は、豊かな味と品質の良さが高く評され、県内3位の面積を誇る約67.7haの採種ほ場では、コシヒカリ、天のつぶなどの優良種子生産が行われ、福島米のブランド確立に重要な役割を担っています。

畜産業は、肉用繁殖牛をはじめとし、採卵用養鶏、育雛、養豚業に従事する畜産農家も堅実な経営を行っています。

一方、町の北西に連なる1,448haの山林は、ほとんどが私有林です。このうち635haが人工林で、推定材積は約40万 m^3 （令和3年）です。

農業従事者については、全国平均及び福島県平均よりも年齢層が高く高齢化が著しく進んでおり、後継者不足が大きな課題となっています。

イ 過疎の状況

国見町の人口は、昭和25年（1950年）の15,629人をピークに、高度経済成長期における都市部への一極集中の影響を受け、減少に転じました。その後、昭和46年から第2次ベビーブーム以降、石油危機やバブル崩壊などのマイナス要因にもかかわらず、平成7年までは12,000人前後と横ばいで推移していましたが、以降減少が続いています。

年齢別の人口推移では、昭和55年から令和2年までの40年間を比較すると、人口が12,050人から8,639人へと3,411人（30.5%）減少し、そのうち年少人口（0～14歳）は2,642人から727人へと1,915人（72.5%）減少しています。一方で、高齢者人口（65歳以上）は1,574人から3,642人へと2,068人（131.4%）増加するとともに、高齢化率も13.1%から42.2%へと増加しています。

令和7年10月末現在、65歳以上の高齢者のうち、介護保険による介護認定者は713人（要支援1：71人、要支援2：71人、要介護1：132人、要介護2：132人、要介護3：137人、要介護4：96人、要介護5：74人）で認定率は20.3%となっています。また、一人暮らしの高齢者は446人となっており、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を図っていく必要があります。

国見町の「人口ビジョン（令和7年5月改訂）」では、人口増加を実現することは困難とし、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計に準拠した人口シミュレーションによると、令和22年（2040年）には5,531人になると予測されています。

このことから、2000年以降人口減少が加速している状況にあり、自然動態・社会動態のマイナス幅を抑える取組みが重要となっています。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、社会経済的発展の方向の概要

国見町の産業別就業者数は、第1次産業及び第2次産業は減少が続いています。第3次産業は増加・減少を繰り返しながら次第に減少しています。この結果、全体としても減少傾向で推移しており、2020年は4,000人台前半となっています。

基幹産業である農業の従事者数は、2005年に1,000人を超えていましたが、以降は減少が続いており2020年には747人と2005年の3分の2の水準となっています。今後、担い手の確保、生産性が高く環境に優しい農業の確立、交流による農業の活性化を図る取組みが必要となっています。

また、古来より交通の要衝である立地の特性を生かし、企業立地適地への優良企業の誘致を進めるとともに、人や物が交流する多様な連携を推進し、経済や観光を発展させる必要があります。特に、製造業は従業者数も多く、その動向が地域経済に与える影響は大きいことから、生産拠点としてのみならず本社機能などの集積を進めることで地域活性化につながることを期待されます。さらに、新規起業者やベンチャー企業を育成・支援し、地域の特性を活かした新産業を創出し、就業機会の拡大と町民の所得向上を目指します。

(2) 人口及び産業の推移と動向

総人口の減少に伴い、15歳以上の労働力人口も減少しています。昭和60年以降、平成2年の6,517人をピークに、平成12年まで6,000人前半を維持していましたが、令和2年には4,505人まで減少しています。また、町内の民営事業所数は、平成21年の395事業所から減少しており、令和3年には297事業所と300事業所を割り込んでいます。

第一次産業の就業者数は昭和60年に1,873人となっていましたが、以降減少を続け、令和2年は684人となって、3分の1強程度にまで落ち込んでいます。第二次産業の就業者数は昭和60年以降、平成2年の2,430人をピークに、平成12年まで2,000人前半を維持していましたが、平成17年の統計で急激に数を減らし、令和2年は1,093人まで減少しています。第三次産業の就業者数は昭和60年に2,311人でありましたが、平成17年に2,846人となるまで増加を辿り、以降、令和2年には2,462人まで減少しています。

産業の構成比を見てみると、昭和60年は各産業が3割前後の構成比となっていました。上記の就業者数の増減を経て、令和2年は第一次産業が16.1%、第二次産業が25.8%、第三次産業が58.1%となっています。第一次、第二次産業の就業者減少が顕著であり、第三次産業の割合が高まっており、構成比が6割に近づく結果となっています。

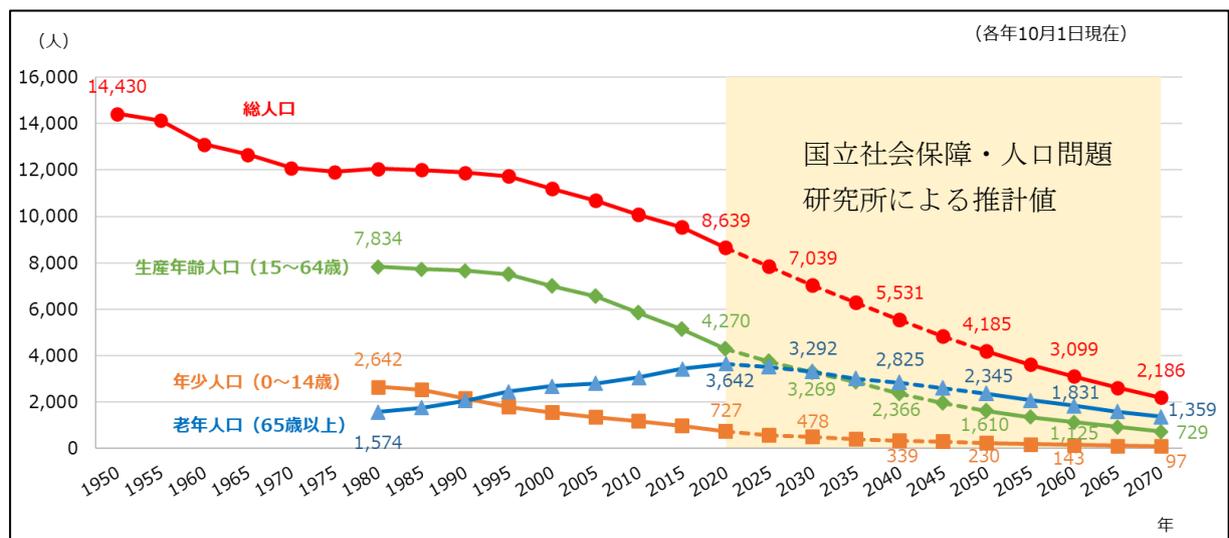
表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 12,050	人 11,888	% △1.3	人 10,692	% △10.1	人 9,512	% △11.0	人 8,639	% △9.2
0 歳 ～14 歳	2,642	2,167	△18.0	1,344	△38.0	953	△29.1	727	△23.7
15 歳 ～64 歳	7,834	7,656	△2.3	6,541	△14.6	5,117	△21.8	4,268	△16.6
うち 15 歳～ 29 歳(a)	2,277	2,008	△11.8	1,559	△22.4	1,069	△31.4	906	△15.2
65 歳以上 (b)	1,574	2,065	31.2	2,807	35.9	3,425	22.0	3,642	6.3
(a)/総数 若年者比率	18.9	16.9	-	14.6	-	11.2	-	10.5	-
(b)/総数 高齢者比率	13.1	17.4	-	26.3	-	36.0	-	42.2	-

表 1-1 (2) 人口の見通し (国立社会保障・人口問題研究所推計：人)

年 度	令和 2 年	令和 12 年	令和 22 年	令和 32 年	令和 42 年	令和 52 年
総 数	8,639	7,039	5,531	4,185	3,099	2,186
0～14 歳	727	478	339	230	143	97
15～64 歳	4,270	3,269	2,366	1,610	1,125	729
65 歳以上	3,642	3,292	2,825	2,345	1,831	1,359

表 1-1 (3) 国見町年齢 3 区分人口推移及び推計 (国勢調査)



(3) 行財政の状況

ア 行財政の現況と動向

国見町は、将来を見据えた持続可能な行財政運営を行うために、歳入の確保はもとより歳出の整理削減、事業のスクラップ&ビルドなどの行財政改革に努めるとともに、広域連携の推進による「フルセット行政（市町村が教育、福祉、文化など公共サービス提供のための施設等をすべて自ら整備し運営していこうとする考え方による行政のこと）」からの脱却を目指しています。

令和2年度の一般会計の決算状況から本町の財政状況をみると、歳入規模は81億2,130万で、歳入に占める自主財源の割合は29.4%、依存財源が70.6%となっています。国や県からの交付金・補助金の割合が高く、日本全体が人口減少段階に入った今、構造的に生産年齢人口の減少が続き、依存財源である国や県の補助金等も減少していくことが予想されます。また、自主財源である町民税等の減少が懸念されるため、自主財源の確保が大きな課題となります。

一方、歳出規模は74億4,428万で、義務的経費の割合は29.0%であり、投資的経費に13.2%が投入されました。義務投資的経費の割合が少しずつ増加している状態であり、今後、高齢化が更に進行することにより、義務的経費のうち特に扶助費が増加していくと予想されます。

令和2年度の財政力指数は0.33と低い状況が続いており、経常収支比率は86.4%で財政の硬直化を示しているため、事業の優先度を把握し経常的な経費の削減をめざす必要があります。地方債残高は58億1,867万円、歳出規模の約78%となっていますが、町債発行時は交付税措置がある有利な町債を可能な限り選択し、財政の悪化を避けるとともに、将来世代への負担を少しでも軽減させるよう考慮しています。

表1-2(1) 国見町財政の状況（単位：千円）

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳 入 総 額 A	4,771,851	12,600,813	8,121,306
一 般 財 源	4,014,943	4,612,389	5,056,437
国庫支出金	339,859	727,098	1,740,747
県支出金	175,000	6,254,648	889,505
地 方 債	468,770	998,034	422,070
うち過疎対策事業債	0	0	0
そ の 他	242,049	8,644	12,547
歳 出 総 額 B	4,314,731	11,886,207	7,444,286
義 務 的 経 費	1,888,496	2,110,387	2,156,574
一 般 的 経 費	1,312,382	6,543,259	3,349,537
投 資 的 経 費	418,296	2,492,085	985,235
うち普通建設事業	401,903	1,610,184	712,275
そ の 他	695,557	740,476	952,940

過疎対策事業費	0	0	0
歳入歳出差引額 C(A-B)	457,120	714,605	677,020
翌年度へ繰越すべき財源 D	179,493	162,293	79,962
実質収支 C-D	277,627	552,312	597,058
財政力指数	0.334	0.289	0.330
公債費負担比率(%)	15.6	13.4	12.3
実質公債費比率(%)	15.5	7.0	4.3
起債制限比率(%)	—	—	—
経常収支比率(%)	80.0	82.3	86.4
将来負担比率(%)	—	—	—
地方債現在高	5,145,934	6,310,499	5,818,677

イ 施設整備水準の現況と動向

令和2年度末現在の主要な公共施設の整備状況について、町道の改良率は67.8%（延長234,058m）、水道普及率は99.5%、水洗化率は70.8%となっています。

表1-2(2) 国見町の主要公共施設の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2 年度末
町 道					
改 良 率 (%)	—	—	60.9	66.1	67.8
舗 装 率 (%)	—	—	69.6	78.6	80.5
農 道					
延 長 (m)	—	—	—	—	155
耕地1ha当たり農道延長(m)	—	—	—	—	0.14
林 道					
延 長 (m)	24,291.2	28,633.5	35,437.2	35,437.2	35,437.2
林野1ha当たり林道延長(m)	—	—	25.37	24.82	25.31
水 道 普 及 率 (%)	96.7	96.9	97.1	98.4	99.5
水 洗 化 率 (%)	—	—	—	59.8	70.8
人口千人当たり病院、 診療所病床数 (床)	—	—	—	—	35.6

(4) 地域の持続的発展の基本方針

国見町は、少子高齢化による人口減少や新型コロナウイルスの流行、地球温暖化や異常気象による災害、国家的な財政危機など、数多くの新しい課題に直面しています。さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災からの復旧・復興、東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力災害に伴う人口流出や風評の影響は15年以上経過した現在も続いています。

このような中、令和2年の国勢調査の結果により、人口要件と財政要件に該当したため、本町では令和4年4月1日より過疎指定を受けることになりました。これには、少子高齢化による人口減少、若者世代の流出、就労の場が少ないことや民間賃貸住宅の不足などにより転入が抑制されたことなどが原因として挙げられます。

引き続き、令和3年度から10年間を計画期間として、町の将来に向けたまちづくりの方向を定めた第6次国見町総合計画に基づき、「みんなが真ん中 すこやかで活気あふれるまち」～みんなで作ろう 国見の未来～を基本理念とし、様々な課題にみんなで果敢に取り組む、未来への懸け橋となる新しい国見町をつくっていくための施策に取り組めます。

町にかかわる人全員が主役となり、誰もがイキイキと暮らすことができ、豊かで活力ある町となるために、町がめざす5つまちづくりの基本方針を柱に、国見町に集うすべての人たちでまちづくりを展開し、持続可能なまちづくりを目指します。

第6次国見町総合計画（令和8年3月改訂）

【基本理念】

「みんなが真ん中 すこやかで活気あふれるまち」

～みんなで作ろう 国見の未来～

【基本方針】

まちづくり1 「いきいき健康のまちづくり」

誰もが、住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう支援を充実させるとともに、地域で支えあう仕組みづくりを進めます。また、健康づくりや病気の予防に対する支援を充実させるとともに、地域の医療体制の充実に努め、いつまでも健康に暮らすことができるまちをつくりまします。

政策・いつまでも健康に暮らせるまち（保健）

・共に支えあい暮らせるまち（福祉）

まちづくり2 「安全・安心で住みやすいまちづくり」

平時から防災の意識を高く持ち、協働しながらこれまでの数々の災害対応のノウハウを後世に引き継げる仕組みを構築します。また、「いざ」という時には町民、地域、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、補完しあい、助けあえる仕組みづくりを構築します。

また、人と自然が共生した地球環境に優しいまちづくりをめざして、町民一人ひとりが環境に配慮した行動を実践できるまちをつくりまします。

政策・安全・安心に暮らせるまち（防災防犯）

・便利で快適なまち（都市基盤）

・環境に優しいまち（生活環境）

まちづくり3 「学びと育みのまちづくり」

安心して子どもを産み、子育てができるとともに、子どもが幸せに育つよう、地域や社会全体で子育てをする環境の整備を推進します。また、児童生徒一人ひとりを大切に教育の充実と、学校環境の整備を推進するとともに、地域社会と協力して青少年の健全育成を推進し、子どもの生きる力をはぐくむまちをつくりまします。また、年齢を問わず、多様な学びの支援を行い、誰もが生きがいを持ちながら学び続けられるまちをつくりまします。

- 政策**・安心して子どもを産み育てられるまち（子育て）
- ・生きる力を育むまち（義務教育）
 - ・誰もがいつまでも学び続けられるまち（生涯学習）

まちづくり4「活力あふれるまちづくり」

水田や畑、果樹園などの多くの優良農地を活かしたおいしい農産物のあるまちをつくります。更に、豊かな自然や歴史、文化などの地域資源を有効に活用し、企業誘致や起業支援を推進し、人材育成や経営支援等の活性化対策を進め、交通の便を活かした交流とにぎわい、魅力あふれる働きがいのあるまちをつくります。

- 政策**・おいしい農産物のあるまち（農林業）
- ・魅力あふれる働きがいのあるまち（商工観光）

まちづくり5「信頼と協働のまちづくり」

社会情勢の変化に対応できるよう、ICTの活用や広報広聴を推進し、戦略的、計画的な行政運営を進めます。また、財政基盤の強化を図り、未来を見据えた計画的な財政運営を行うとともに、「顔の見える距離感」を活かし、町民のニーズを的確に把握し、職員の育成に努めることで、町民の期待に応えられる身近で信頼されるまちをつくります。

町民がまちづくりの主役であることを基本に、協働の精神を醸成し、人に優しく、人権を尊重し、そして男女が共同して参画できる環境を、町民が力をあわせてつくります。

町の魅力発信を強化し、様々な交流連携を進め、交流から生まれる関係人口の創出により、移住、定住、二地域居住を推進し、人が集まり、また来たくなるまちをつくります。

- 政策**・身近で信頼されるまち（行財政）
- ・力をあわせてつくるまち（協働）
 - ・人が集まりまた来たくなるまち（交流連携）

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

下記(7)の計画期間内に達成すべき計画全般に関わる基本目標として、町の人口に関する目標を次のとおり設定します。

国見町人口ビジョンでは、人口シミュレーション（中位パターン）の令和22年度における人口を5,829人と推計しています。そこで、本計画では、令和12年度における目標として、7,132人で維持することを目指します。

現状人口	目標人口
8,639人（令和2年度）	7,132人（令和12年度）

※現状人口は令和2年度国勢調査より、目標人口は国見町人口ビジョンより抜粋

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画を実行性のあるものとして推進するため、毎年度、総合計画担当課において進捗状況を取りまとめ、外部有識者会議「国見町総合計画審議会」において、国見町総合計画の重要業績評価指標（KPI）による定量的評価に加え、定性的評価での確認・評価を行い、その結果について議会へ報告します。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

この計画に基づくすべての公共施設等の整備については、国見町公共施設等総合管理計画に定める基本的な考え方に適合するとともに、関連する公共施設等の計画的な管理を推進し、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

『国見町公共施設等総合管理計画（抜粋）』平成29年3月発行（令和4年8月改訂）

Ⅲ 本町施設更新の基本方針

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 施設保有量の最適化

国見町の保有する公共建築物は延べ床面積で約6.0万㎡あり、現在の保有量のままでは施設の更新・改修費用を支出することが困難な状況が生じることとなります。

今後の更なる人口減少や厳しい財政制約が予想されるなか、公共サービスを持続的に提供していくためには公共施設の総量を適正化する必要があります。

そこで、施設の新設は原則行わない方針とするとともに、必要性の低い施設や経費負担が大きい施設などを積極的に整理統合することで、公共施設の保有量を最適化します。

但し、個別施設計画に準じて、既存老朽施設の建替え、用途廃止、維持管理等は計画的に行います。本計画における数値目標は、「令和13(2031)年度」までに公共建築物の延床面積を20%削減する」とします。



(2) 適切な維持管理の推進

公共施設の更新・改修・維持管理などのトータルコスト削減のためには、施設の総量削減だけでなく、適切な維持管理の実施による品質の確保とコスト削減が必要です。

施設の劣化状況を定期的に点検し、適切に補修・改修し、既存公共施設を長く・大事に使っていくこと（長寿命化）で、突発的な改修費用の発生を抑え、施設に係る長期的なトータルコストを削減します。

(3) 連携と協働による計画推進

公共施設の課題に対しては、町が一体となって取り組む必要があることに加え、公共施設は地域住民の生活に密接に関わることから、地域住民と行政が情報を共有し、地域住民の理解のもと対策を実施していく必要があります。また、町の職員や財源などの行政資源には限りがあることから、住民や民間事業者等の力やノウハウを取り入れています。

そこで、町のみが公共施設の対策に当たるのではなく、関係する地域住民や団体・企業、周辺自治体などと協力・連携して対策を進めて行くこととします。

(4) ユニバーサルデザイン化の推進方針

今後の施設更新の際は、施設の機能や目的、利用状況等を考慮しながら、このユニバーサルデザインの視点を持って建築物を設計し、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が施設を利用しやすい環境を整えていきます。

(5) 脱炭素への推進方針

地球温暖化への対策として、国は公共部門における太陽光発電の導入を進め、令和12(2030)年度までに国・地方公共団体が保有する設置可能な建築物屋根等の50%に太陽光発電を導入し、令和22(2040)年度には100%の導入を目指しています。本町においても、施設の更新の際には、太陽光発電の導入のみならず、再生可能エネルギーの活用、建築物におけるZEBの実現、省エネルギー改修の計画的な実施、LED照明の導入等を推進し、他市町村に率先して脱炭素化に努めます。

特に令和8(2026)年度までの5年間は集中期間として取組を加速させることとし、平成27(2015)年の国連サミットにおいて採択された「SDGs(Sustainable Development Goals)」を念頭にした公共施設マネジメントを推進します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住定住と関係人口の創出

人口の社会減、少子高齢化により人口減少が進んでいますが、特に都市圏に在住する若い世代は、都市圏に魅力を感じながらも、新しい生き方として地方移住や二地域居住に高い関心を持っていることから、子育て世帯、若い単身世帯を一番のターゲットに、移住希望者に「選ばれる町」にするため、町独自の強みを明確にして効果的に発信していく必要があります。

イ 交流連携の推進

人口減少下であっても持続的に経済を発展させるため、地域間の連携・交流、民間企業及び協定大学や都市との連携は必要不可欠です。さらに、交流事業や観光、仕事などで町を訪れる交流人口をより強い結びつきをもつ関係人口へとつなげていく取り組みを進める必要があります。

ウ プロモーションの推進

地域ブランドとなる可能性がある地域資源があっても、その素晴らしさを認識しなかったり単発でしか活用していなかったりしているため、国見町コーポレート・アイデンティティによって、これからの国見町を創っていくための町民への具体的な行動指針を示すとともにロゴやキャッチコピー等の統一を図り、町民が同じ目標に向かって行動していく必要があります。

エ 人材育成

今後のまちづくりをけん引する人材、担い手を確保し育てるため、地域の実情や課題を把握しながら、新たな視点で地域活動に積極的に貢献する人材を育成することが必

要です。

(2) その対策

ア 移住定住と関係人口の創出

移住希望者の受入れ環境を分野横断的な連携を重ねながら整え、ライフスタイルにあった暮らし方の提案や住んでからも来て良かったと思えるような体制を構築します。また、地域おこし協力隊を積極的に受け入れ、地域活性化に資する活動の担い手としての育成と定着を図ります。

イ 交流連携の推進

県外自治体や民間事業者、大学、金融機関など、産学官民連携を促進し、災害時の協力体制の構築や、経済や観光などの事業の発展、地域のプレイヤーの人材育成など多面的な取組みの活性化を図ります。

ウ プロモーションの推進

町民一人ひとりが町への愛着・誇り（シビックプライド）を認識し、町外へ発信することで「国見ファン」を増やします。また、何を強み（差別的優位性）にするか、誰に（ターゲット）届けるかを明確にし、産学官民が協働して継続的なプロモーション活動を行います。

エ 人材育成

まちづくりの様々な分野に意欲を持って活動する人材を確保・育成し、町民一人ひとりの能力が地域の中で活かされる環境づくりを推進します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育 成	(1) 移住・定住	お試し住宅事業 ・子育て世帯を含む移住希望者が生活者の目線で、国見町での暮らしを想像しながらのんびり滞在できるお試し住宅を確保します。	町	
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 移住・定住	住宅取得支援事業 ・移住者が住宅を取得した場合に補助金を交付します。	町	
		定住化促進総合対策事業 ・子育て支援住宅などを維持管理します。	町	
	(5) その他	町PR大型看板設置事業	町	

		・町をPRする大型看板を町内複数箇所に設置します。		
--	--	---------------------------	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

移住・定住・地域間交流の促進、人材育成に係る公共施設等の整備・維持管理については、国見町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、また整合性を図りながら過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業生産基盤の整備充実

(ア) 年々農業就業者の高齢化と後継者不足が進み、耕作放棄地や遊休農地の増加や地域の共同活動の困難化に伴い、老朽化が進む農業水利施設や農道等の農業生産基盤の持続的な保全管理に対する担い手農家の負担が増えています。

(イ) 耕作放棄地の増加や里山林の手入れの遅れ、狩猟者の高齢化や新規参入者の減少により、有害鳥獣による人身被害の恐れや農作物被害が増加しています。

イ 担い手の育成と経営支援

農業従事者の人手不足が深刻な課題となっていることから、農業経営の近代化・法人化及び農地の利用集積により効率的な農業経営ができるようにしていくほか、新たに農業を志す人たちのためにも、魅力ある農業環境づくりや人材の育成体制を充実させる必要があります。

ウ ブランド開発と販路拡大

食をめぐるグローバル化が一層進展している一方で、パンデミックや災害時等に対応できるよう食糧の生産基盤の強化が見直されており、食糧自給率や自給力の向上を図る必要があります。

エ 企業誘致と起業者支援

既存産業の構造変化が進み、新しい産業に対応した基盤整備や積極的な誘致、創業支援が必要です。また、新しい働き方が浸透し、在宅勤務やテレワークオフィス、サテライトオフィスなどの需要が高まっています。

オ 商業の活性化

商業を取り巻く環境は、自家用車の普及、大型店舗の進出、後継者不足、消費者ニーズの変化やライフスタイルの多様化などにより厳しい状況にあります。商店街の空店舗の増加による空洞化が進み、商業機能の低下がみられます。

カ 道の駅利活用と観光振興

道の駅国見をはじめ公共施設には、町のあらゆる地域資源を観光に結びつけるツールや、地域資源を紹介又は案内するコンシェルジュの育成、外国人観光客の受け入れ態勢の整備が必要です。また、町のシンボルで地域資源でもある阿津賀志山の展望台を含め、山頂付近の有効な利活用が求められています。

(2) その対策

ア 農業生産基盤の整備充実

(ア) スマート農業など最新技術の導入によって生産性の高い農業生産基盤の整備を推進し、効率的な農業経営の改善を図ります。また、今後老朽化が進む排水機場やため池、水路、渇水対策施設等の農業水利施設、農道や林道等の維持管理が増加するため、それぞれの機能診断を行い、その結果に基づいた施設の整備補修による長寿命化やライフサイクルコストの低減を図るとともに受益者と連携しながら保全管理を推進します。

(イ) 有害鳥獣対策として、侵入防止柵の維持・管理の支援と ICT 技術の活用、鳥獣が出没しにくい環境づくり（緩衝帯の整備や未収穫木の伐採など）や鳥獣に対する地域住民の意識の醸成に努めます。

イ 担い手の育成と経営支援

農業経営を強化し、農地集約化と農業団体の活動を育成・支援するとともに、農業の担い手育成のため、「くにみ農業ビジネス訓練所」の適正な維持管理と実践技術の研修を行います。

ウ ブランド開発と販路拡大

町内で生産された安全・安心で高品質な農産物や加工品の特産品開発の支援を進めるとともに、県外で開催する物産展などに参加して、販売の拡大と地場産品のプロモーションを進めます。

エ 企業誘致と起業者支援

企業立地適地へ優良企業の誘致を進めるとともに、新規起業者やベンチャー企業の育成・支援に取り組みます。また、空家や空店舗、遊休公共施設を活用したサテライトオフィスやワーケーション施設などの整備・運営を行います。

オ 商業の活性化

町民の生活を支えるとともに地域コミュニティに活力を与えるため、商工会と連携して商店街の空き店舗の活用や経営支援・人材育成を図ります。

カ 道の駅利活用と観光振興

道の駅国見のサイン表示の多言語化や特産品・観光スポットの情報発信力の強化を図ります。阿津賀志山山頂付近の展望台、トイレ、駐車場などの更新を進めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	農業用水路整備事業 ・老朽化、漏水等している農業用水路を 改修します。	町	
	(4) 地場産業の振興	道の駅国見あつかしの郷管理事業	町	

	流通販売施設	・道の駅国見及び木育広場の施設・設備の改修を行い、適正管理します。		
	(6) 起業の促進	チャレンジオフィス整備・維持管理事業 ・チャレンジオフィスの整備・維持管理を行い、首都圏等の企業へ広く利用募集することで、人の流れづくりを推進します。	町	
	(9) 観光又はレクリエーション	阿津賀志山山頂整備事業 ・老朽化した展望台を含む山頂周辺を整備します。	町	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	くにみ農業ビジネス訓練所管理運営事業 ・施設の管理運営と合わせ、新規就農希望者を長期研修生として受け入れ、将来の担い手を確保・育成します。	町	
	商工業・6次産業化	道の駅国見あつかしの郷管理事業 ・道の駅国見及び木育広場の管理を指定管理します。	町	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第23条に定める減価償却の特例及び同法第24条に定める地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置等の範囲は、次のとおりとします。

産業振興促進地域	業種	計画期間	備考
国見町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)のとおり。また、施策の実施については、ふくしま田園中枢都市圏など他自治体との広域連携や民間事業者との官民連携を図るなど、より効果的な施策の推進に努めます。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

● 国見町公共施設等総合管理計画「産業系施設」の基本方針

国見町における農業の6次産業化を推進することを目的とした「国見町農産物加工施設」や「くにみ農業ビジネス訓練所研修・管理施設」があります。

● 国見町公共施設等総合管理計画「産業系施設」の基本方針

国見町における農業の6次産業化を推進することを目的とした「国見町農産物加工施設」や「くにみ農業ビジネス訓練所研修・管理施設」があります。

産業系施設は、国見町の産業活性化のための基盤公共施設として今後とも必要であることから、現在の建物については日常点検の実施と不具合報告に適切に対応し、予防保全による施設の長寿命化を図ることとし、建物更新については必要機能や費用対効果を勘案した上で関係機関を含め検討します。

産業系施設の整備・維持管理については、国見町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、また整合性を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

国見町では、行政情報ホームページ、広報誌、防災無線、SNS など様々な方法で情報伝達を行っていますが、情報を得るにあたって地域間・世代間格差が生まれつつあります。また、行政事務の一層の効率化や地域DXの推進のため、ICT環境の早急な整備を進める必要があります。

(2) その対策

デジタル技術を活用して、行政情報の電子化や情報機器を活用した事務処理への切替え、改善方針などの検討を計画的に進めます。また、町の各種事業に参加した方に対し、町内店舗で利用できるデジタル通貨を発行することで生活の質の向上と地域活性化を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における 情報化	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 デジタル技術 活用	行政DX推進事業 ・デジタル技術の活用により、行政手続きのオンライン化、既存業務のデジタル化等を行います。	町	
		自治体デジタル通貨導入事業 ・町の事業及びボランティア活動などに参加した方に町内店舗で使用できるデジタル通貨を発行します。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

地域における情報化に係る公共施設等の整備・維持管理については、国見町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、また整合性を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路の整備

(ア) 国見町の町道、林道や橋梁は老朽化が顕著となっており、集中的に更新時期を迎えることから計画的な維持管理が必要です。また、幹線道路である国道4号のゆずりあい車線事業が進行しており、国道・県道に接続する狭あい町道の拡幅、林道の整備とともに計画的な整備が求められています。令和6年度末における当町の道路舗装率は78.72%で、福島県の道路舗装率を上回っているものの、今後も継続的に緊急の避難経路の確保、交通の円滑化と安全性の確保を図るため、道路整備事業などを推進する必要があります。

(イ) JR東北本線「藤田駅」は、1日あたりの利用者が600人前後であり、通勤・通学者の重要な交通手段となっています。また、藤田駅前周辺には住宅や飲食店の整備が進んでおり、今後も多くの来町者が期待されます。

イ 利用しやすい公共交通

国見町では、福島交通バス路線の廃止区間の代替機関として平成20年度からまちなかタクシーを運行していますが、運行時間の問題や他の交通手段との競合もあり、利用者が伸び悩んでいる状況です。

(2) その対策

ア 道路の整備

(ア) 幹線道路（国道・県道など）までのアクセス道である町道の改良、整備や狭あい町道の拡幅を進めるとともに、既設林道の計画的な整備を推進します。また、事故防止と利便性の向上のため、町道、林道や橋梁などの修繕、改良、改修などを推進します。

(イ) 藤田駅前の交通網と駅前広場を整備することで、駅前周辺一帯の安全・安心で利便性の高い交通網を確立します。

イ 利用しやすい公共交通

鉄道、バス、タクシー、民間送迎サービス、スクールバスなどの官民連携の一体的な運営を目指すことで、町民の利用しやすい交通網の整備を進めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	町道維持管理事業 町道整備・改良事業 ・町道2号線 (L=370m W=5.5(8.0)m) ・町道5号線 (L=1130m W=5.5(7.0)m) ・町道105号線 (L=340m W=5.5(8.0)m) ・町道108号線 (L=480m W=5.5(9.0)m) ・町道1011号線 (L=500m W=5.5(8.0)m) ・町道1072号線 (L=758m W=6.0(12.0)m) ・町道1092号線 (L=200m W=4.0(5.5)m) ・町道2002号線 (L=700m W=5.5(7.0)m) ・町道2008号線 (L=310m W=5.5(7.0)m) ・町道2009号線 (L=150m W=5.5(7.0)m) ・町道2053号線 (L=140m W=5.5(7.0)m) ・町道2058号線 (L=200m W=5.5(7.0)m) ・町道2059号線 (L=140m W=5.5(9.0)m) ・町道2114号線 (L=334m W=5.5(8.0)m) ・町道2126号線 (L=100m W=5.5(7.0)m) ・町道3056号線 (L=294m W=5.5(8.0)m) ・町道3086号線 (L=200m W=5.5(8.0)m) ・町道3121号線 (L=133m W=5.5(7.0)m) ・町道4009号線 (L=300m W=3.0(5.0)m) ・町道4024号線 (L=120m W=3.0(4.0)m) ・町道4045号線 (L=370m W=5.5(8.0)m) ・町道4108号線 (L=300m W=5.5(8.0)m) ・その他主要生活道路	町 町	
	橋りょう	橋梁維持管理事業 ・施設を適正に維持管理します。	町	
	(2) 林道	林道整備・維持管理事業 ・森林資源の有効活用を図るための林道を整備・維持管理します。	町	
	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	国見まちなかタクシー事業 ・まちなかタクシー運行により、地域住民の日常生活に必要な生活交通の確保	町	

		保に繋がります。		
	交通施設維持	国見町タクシー利用補助事業「ももたんパス」 ・まちなかタクシー運行時間外において、地域住民の日常生活に必要な生活交通の確保に繋がります。	町	
		生活バス路線維持補助事業 ・バス路線維持への補助を行い、地域住民の日常生活に必要な生活交通の確保に繋がります。	町	
		町道点検診断事業 ・道路の路面性状調査や修繕計画の策定を実施します。	町	
		林道点検診断事業 ・道路の路面性状調査や修繕計画の策定を実施します。	町	
		橋梁点検診断事業 ・橋梁の法定点検を実施します。	町	
(10)	その他	藤田駅前ロータリー整備事業 ・藤田駅前のロータリーを整備します。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

● 国見町公共施設等総合管理計画「道路、橋梁」の基本方針

(1) 道路

道路については、計画的な点検・修繕・維持管理により、安全で安心な道路機能の確保と構造物のライフサイクルコストの縮減を図ります。

そのため、道路施設を定期的に点検し、損傷程度および対策の必要性などを評価します。点検結果、補修履歴等のデータを蓄積し活用するため、道路台帳を電子化し、データシステムを構築・導入することで、計画的な改修・適切な維持管理を行います。また、早期に道路施設の損傷を発見し、必要な対策を効果的に実施することで道路施設の長寿命化を図ります。

(2) 橋梁

①長寿命化の基本方針

- ・橋梁の維持管理を「事後保全」から「予防保全型」に転換し、橋梁の長寿命化を図ります。
- ・橋梁点検時に確認された損傷のうち、進行した場合に橋梁全体の安全性に影響を及ぼすと予想される損傷に対しては、予防保全の観点から修繕を行い、橋梁の長寿命化を図ります。

- ・対策の優先順位は道路交通量及び修繕費等を参考に適時更新します。
- ・詳細点検結果に基づく橋梁の健全度把握及び損傷状況に応じて橋梁長寿命化計画を見直します。

②修繕・架替費用縮減の基本方針

- ・橋梁架橋位置や路線条件等より補修優先度を設定し、補修優先度の高いものから修繕を実施します。
- ・修繕・架替えの実施時期は、単年度のみが突出した金額とならないように平準化を図ります。
- ・維持管理方法を「予防保全型」に転換することで、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

道路、橋梁の維持・管理については、国見町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、また整合性を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上下水道の整備

国見町の水道事業は、摺上川ダムを水源とした福島地方水道用水供給企業団からの安定供給により事業実施しています。一方で、下水道事業は、下水道未接続世帯の解消や、下水道計画区域外での合併処理浄化槽の更なる普及に取り組む必要があります。本町の上下水道施設の多くは高度経済成長期に建設されたため、老朽化が進んでおり、今後は老朽化した施設の維持・補修や更新を中心とした施設整備が必要となります。

イ 消防・救急体制の充実

近年、安全・安心に対する関心は一段と高まりを見せ、消防に寄せられる期待が大きくなる一方、就業構造の多様化や就業場所の広域化などに伴い、消防団員の加入者が減少しており、団員の安定的な確保と常備消防の更なる充実強化が重要となっています。また、火災や水害などの発生時に迅速で効果的な活動ができるよう、消防車両等の更新や資器材の配備を進め、消防体制の充実を図るとともに、消火栓や防火水槽の整備を進め、消防水利の不足する地域をなくす必要があります。

ウ 住生活の安定確保と向上

(ア) 公営住宅は、耐用年数を超過した建物の老朽化や施設設備の陳腐化が進んでおり、今後は良好な住環境整備を進め安全性を確保しつつ、住宅セーフティネットの観点から住宅確保要配慮者への対応を進め、特に子育て世代の生活スタイルにマッチした住宅を確保していく必要があります。

(イ) 国見町では、持ち家率が高いこともあり人口減少に伴い空家が増加しています。空家の活用拡大・管理の確保、特定空家等の除却の取組が課題となっていることから、関係団体と連携して、引き続き国見町空家等バンクの取組が必要です。

エ 防災と災害時対策の充実

大規模災害に備えて、町内会ごとに組織された自主防災会が、災害発生時に組織的かつ効果的な活動ができるよう、地域の実情に応じた適切な組織体制を構築するとと

もに、町民の防災意識の高揚を図ります。また、広域応援協定の締結や、民間団体・民間企業と連携した取組を強化する必要があります。

オ 交通安全・防犯の推進

(ア) 高齢者の交通事故は増加傾向にあることから、自転車を含めた交通車両運転者のルール順守及びマナーの向上が求められています。

(イ) 犯罪の抑止や検挙につながる防犯灯の適正な維持・管理を徹底し、地域の防犯力向上に向けた取り組みが必要です。

カ 公園緑地と景観の保全

国見町の公園、緑地、緑道は、コミュニティ活動やレクリエーション活動の場として、生活に潤いを与えるとともに、災害時の避難場所としても重要な役割を担っていますが、都市計画公園については整備されていません。既存施設は老朽化が進んでおり、有効活用や長寿命化を図るとともに、維持、改修、更新費用の軽減、平準化に取り組む必要があります。

(2) その対策

ア 上下水道の整備

水道施設の耐震化を図り、災害時にも強い水道施設を構築します。また、長寿命化対策を踏まえた、上下水道老朽管の補強や改善を計画的に実施するとともに、下水道管渠内の堆積物の調査や清掃、不明水の調査や改善などを実施し、良好な下水道施設の維持管理を行います。

イ 消防・救急体制の充実

消防団の活動に対する地域や事業所の理解、支援が得られる環境の創出を図り、若者や町職員などの加入促進や機能別団員の確保を図るとともに、常備消防と消防団との連携を密にし、施設整備についても構成市町と連携して対応します。また、消防団に配備する消防車両等の更新及び資機材の配備を計画的に実施し、消防力の強化を図るとともに、消防水利の不足する地域において消火栓や防火水槽の計画的な整備、更新を進め、消防施設の充実強化を図ります。

ウ 住生活の安定確保と向上

(ア) 老朽化した公営住宅の除却や長寿命化改修を進め、誰もが使いやすい居住性の高い住宅を供給し、良好な住環境の形成を推進します。住宅需要変動に柔軟に対応するため、公営住宅の目的外使用のほか、民間賃貸住宅等の借上げ方式による公営住宅についても検討を進めます。

(イ) 空家調査を行い、管理不全空家の所有者・管理者への支援や指導を続けるとともに、空家等バンクの活用や適切な情報発信を行うことで空家の効果的な利活用を促進します。

エ 防災と災害時対策の充実

自主防災組織による各種訓練、防災倉庫の点検、管理等を行い、地域の実情に応じた適切な組織体制や地域内の協力体制の構築を図るとともに、防災マップの周知、広報等による防災知識・意識の普及・啓発、防災出前講座の実施、家庭における非常用備蓄品の確保、地域の防災訓練への参加、防災士育成、防災教育の実践等の取組を促進しま

す。また、民間企業との連携による新たな災害対応システムを構築することにより、官民連携の防災・災害時対策、備蓄品の確保を進めます。

オ 交通安全・防犯の推進

- (ア) 警察や交通安全団体、学校と連携し、幅広い年齢層に応じた交通安全教室や街頭啓発等による広報・啓発活動を推進し、交通安全に取り組む意識を醸成します。
- (イ) 防犯について、町内会を通じたお知らせはもとより、SNS 等を使用した迅速な情報提供に努め、防犯意識を高めるとともに、地域の防犯力の向上を図ります。また、防犯灯の適正な維持管理のため LED 化を促進し、省エネルギーに配慮した安全・安心な環境を整備します。

カ 公園緑地と景観の保全

地域住民による自主管理やボランティアの活用など、町民との協働による管理体制づくりを進めながら、潤いと安らぎを与える空間としての緑の資源の保全・創出と身近な公園・緑地、広場等の整備、計画的な維持管理、改修を推進します。また、地域に残る歴史や文化、自然環境を守り、活かしながら周辺の景観と調和した良好なまち並み・景観の形成を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	老朽管布設替事業 ・計画に基づき、老朽化した水道管を更新します。	町	
	(5) 消防施設	消防施設等整備事業 ・消防施設（防火水槽、消火栓等の水利を含む）を整備・更新します。	町	
		消防屯所改築事業 ・老朽化した各地区消防屯所を改築します。	町	
		消防車両等整備事業 ・老朽化した消防車両、資機材等を整備・更新します。	町	
	(6) 公営住宅	地域優良賃貸住宅整備事業 ・地域優良賃貸住宅を整備します。	町	
		公営住宅適正管理事業 ・公営住宅を適正管理しつつ長寿命化改修や建替等により整備します。	町	

	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 危険施設撤去	消防施設等撤去事業 ・老朽化した消防屯所や消防水利、火の 見櫓などの消防施設等を撤去します。	町	
	その他	公営住宅適正管理事業 ・公営住宅の現状調査を基に、危険な施 設は撤去します。	町	
		公営住宅適正管理事業 ・公営住宅の現状を把握するための調 査を行います。	町	
		公園施設リニューアル事業 ・公園施設リニューアル整備に係る基 本方針や計画を策定します。	町	
	(8) その他	公園施設リニューアル事業 ・施設の機能強化・集約化などリニュー アル整備を行います。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

● 国見町公共施設等総合管理計画「上水道・下水道」の基本方針

上水道については、町民・事業者の暮らしを支える水道水をいつでもどこでも安心して使えるよう供給していくことが、水道事業の大きな役割と認識し、「安全・安心」「安定」「持続」を基本目標に事業を進めます。そのため、水道施設の定期点検とメンテナンスを着実に実施し、施設の長寿命化を図るとともに、水道施設の現状を把握し老朽施設の計画的な更新に努めます。また、水道施設の耐震診断の実施により、施設の重要度や優先度を考慮した上で施設の耐震化を進めます。老朽管の更新については、効率的な布設替えを図り、耐震性を有する管材を選定することで安定的な給水の維持を確保します。

● 国見町公共施設等総合管理計画「行政系施設」の基本方針

「国見町役場」は、昭和53年の「宮城沖地震」、更に、平成23年の「東北地方太平洋沖地震」により大きな被害を受け2度再建されました。平成27年3月に完成した現庁舎は、多くの町民が利用する町行政の中心施設であり、シンボルとなっています。また、平時だけではなく災害時の防災拠点としても重要な施設であるため、施設の長寿命化を図るべく、日常点検や不具合報告に対応した早期補修など適切な維持管理に努めます。

● 国見町公共施設等総合管理計画「公営住宅等」の基本方針

「公営住宅」については、人口規模に見合った住宅供給戸数を考慮し、管理戸数縮小と適正配置を図るとともに、多様な世帯ニーズに対応した住環境整備に努め、今後とも

適切な住宅セーフティネット作りを進めます。具体的には「国見町公営住宅長寿命化計画」に基づき、老朽化が著しい公営住宅の計画的な建替え・除却や改善・修繕等を実施します。

● 国見町公共施設等総合管理計画「公園系施設」の基本方針

当面は日常業務における点検や不具合報告に対応し、予防保全による施設の長寿命化とともに、施設の有効活用や町民や観光客等の利便性の向上を図ります。

● 国見町公共施設等総合管理計画「その他施設」の基本方針

「駅前倉庫」については、民間事業者から買い取った建物を、しばらく国見町の倉庫（書庫）として利用していましたが、藤田駅前倉庫・駅前広場活用事業により改修し民間事業者に貸付しています。

その他の施設については、各関係機関との連携のもと長期的な必要性を判断し、長期にわたり必要性が高い施設については、日常点検や不具合報告に対応し予防的な補修を行うことで施設の長寿命化を図ります。

上水道・下水道、行政系施設、公営住宅、公園系施設、その他の施設については、国見町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、また整合性を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て支援の推進

(ア) 国見町では、保育・就学前の教育の充実のため、0歳児から藤田保育所による保育、3歳児からくにみ幼稚園による3年保育を実施していますが、更に少子化が進むにつれ、子どもの成長に必要な集団生活や異年齢の交流が困難になることから、幼保一体での保育・教育が課題となっています。

(イ) 核家族化や共働き家庭などの社会構造の変化により、子育てサービスへのニーズが多様化しています。また、経済的な負担も少子化の要因の一つとなっています。

イ 高齢者の日常生活支援、介護予防・支援の推進

国見町の高齢者（65歳以上）人口は、令和5年10月1日現在3,549人、高齢化率は43.0%で、約2.5人に1人が高齢者となっています。また、人口推計によると令和22年には51.1%にまで達すると予測されています。そのため、高齢者の生きがいづくりや社会参加の推進、介護予防の取り組み、介護状態となっても住み慣れた地域で住み続けられるよう地域包括ケアシステムのサービス体制の充実が必要です。

ウ 障がい者の自立支援

地域資源（事業所・NPO）に乏しく、多くを町外の事業所等に頼らなければならない状態です。障がい者が住み慣れた地域で生活するためには、障がい者のニーズに合わせた支援が不可欠です。

エ 地域で支える福祉の推進

核家族化や地域のつながりが希薄化しているため、地域で生活したい高齢者や障がい者、低所得者等が安心して暮らせる体制を整備するために、町民、各種団体、行政が相互に連携して支える仕組みづくりが必要です。

オ 健康づくりの推進、継続的な保健事業の推進

1人あたりの医療費や介護サービス費が増加しているなか、平均寿命と健康寿命（元気に自立して生活を送れる期間、平均自立期間）との差を少なくするためには、生活習慣病の未然防止・重症化予防の取り組みが求められています。

(2) その対策

ア 子育て支援の推進

(ア) 就学前の子どもに対する教育と保育の総合的な提供と、保護者等に対する子育ての支援を目的に認定こども園の整備を行います。また、放課後子どもクラブ等の一層の充実を図り、社会構造等の変化などによって多様化する保育ニーズに対応します。

(イ) 子育て世帯の経済的負担の軽減や出生率向上、定住促進など子育てしやすい地域づくりのため、所得要件等にかかわらず保育料を無償化します。

イ 高齢者の日常生活支援、介護予防・支援の推進

高齢者の閉じこもりの解消や生きがい活動の場づくりを目的に、地区集会所等においていきいきサロンを開設し、健康体操教室、栄養指導教室等を実施するとともに、生きがいデイサービスにおいて、要介護認定を受けていない高齢者の健康の維持と社会参加の促進を目的に生きがい活動支援（窓外、昼食、健康体操、趣味活動等）を継続実施します。また、ひとり暮らし高齢者が、急病、災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、安全・安心につなげます。

ウ 障がい者の自立支援

地域生活支援拠点や精神包括ケアシステム、医療的ケア児支援など、障がい者やその家族が安心して生活できる体制の構築を一層推進します。また、研修会や障がい者との交流会などを通して、障がい者の「居場所づくり」をサポートする支援者を養成します。

エ 地域で支える福祉の推進

地域の人々が互いに連携し、支援を必要とする人を地域が助け合うシステムを構築するとともに、福祉ボランティアや福祉人材を育成し、あらゆる生活の場を通じて福祉相互扶助精神の醸成に努めます。

オ 健康づくりの推進、継続的な保健事業の推進

生活習慣病の予防・早期発見・早期治療のための啓発活動や保健事業に取り組むほか、個人のライフスタイルに合わせた運動環境を整備することで、健康づくりに取り組むきっかけをつくり、地域全体で病気にならない個々の意識醸成を推進します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(2) 認定こども園	認定こども園整備事業 ・幼稚園と保育所の機能を一体化して 整備し、質の高い幼児教育・保育を行 います。	町	
	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉	保育料無償化事業 ・国の幼児教育・保育の無償化に加え、 町独自の子育て支援策として、所得要 件等にかかわらず保育料を無償化し ます。	町	
		すくすくももさぼ祝金事業 ・子育てに伴う経済的負担の軽減を図 り、子どもの健やかな成長を支援しま す。	町	
		認定こども園整備事業 ・認定こども園整備に係る基本方針や 計画を策定します。	町	
	高齢者・障害 者福祉	生きがいデイサービス事業 ・在宅の高齢者に対し、通所により生 活・健康相談や趣味活動等の各種サー ビスを提供します。	町	
		生きがいデイサービス外出支援サー ビス事業 ・生きがいデイサービスに通所する高 齢者に対し、自宅と事業場所との間を 送迎します。	町	
		緊急通報システム事業 ・ひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通 報装置を貸与します。	町	
		高齢者いきいきサロン交流事業 ・高齢者の閉じこもり解消や生きがい 活動の場として実施します。	町	
		高齢者配食サービス事業 ・在宅のひとり暮らし高齢者等に対 して、栄養バランスの取れた弁当を配達	町	

		します。		
	(9) その他	運動設備・施設整備事業 ・様々なライフスタイルに合わせた健康づくりを提案するため、運動設備が整った施設を整備します。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

● 国見町公共施設等総合管理計画「子育て支援施設」の基本方針

子育て支援施設については、少子化対策を進める上で重要な施設であり、支援を必要とする子育て世帯の割合は増加傾向にあり、国見町の人口維持のためにも子育てに対する行政支援は重要です。

そのため、建替えた現有施設については、日常における点検や不具合報告に対応し、予防保全による適切に施設の維持管理を行います。

● 国見町公共施設等総合管理計画「保健・福祉系施設」の基本方針

高齢者施設である「国見町デイサービスセンター」は、独立して生活することが困難な高齢者等に、住み慣れた地域で暮らしかつ心身機能の維持向上を図ることができるよう生活の場を提供することを目的として設置されており、高齢化が進展する中、これらの高齢者福祉施設の重要性は益々高まると考えられます。

町の保有する高齢者施設は、バリアフリー課題などの利用者ニーズに併せた対応を実施するとともに、日常点検や不具合報告に対応し、予防保全による施設の長寿命化を図るなど引き続き適切な維持管理を行いながら、将来的には民間活用等も検討します。

子育て支援施設の整備・維持、保健・福祉系施設管理については、国見町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、また整合性を図りながら過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

高齢化や町民の健康・病気に関する意識の高まり、新型コロナウイルス感染症の問題など、保健医療を取り巻く環境は大きく変化し、ニーズも多様化・高度化していることから、保健医療体制を強化していくことが求められています。また、大規模災害時においても、医療関係団体等の協力のもと、迅速かつ適切な医療救護活動を行うことが求められています。

町内の現在の一人当たりの医療費は県内でも低位ですが、今後は、広域的な医師・看護師不足や産科を担う医療施設、診療所の減少が見込まれるため、医療環境の体制整備が必須となります。

(2) その対策

公立藤田総合病院と「かかりつけ医」との病診連携や、伊達地方・福島市との広域的連携による医療体制の充実に努めます。また、高度医療を都市部に依存していることから、災害時を含めた救急医療体制の充実のために、関連機関と連携を強化し地域医療の充実に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	伊達地方病院群輪番制事業 ・伊達郡の病院群が輪番方式により、休日夜間の診療体制を整え、入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保します。	町	
		胃・乳・子宮頸がん検診（施設検診）事業 ・伊達地域の医療機関と連携し、がん検診（施設検診）を実施します。	町	
		オンライン診療事業 ・オンライン診察・医療相談できるサービスを実施します。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

医療の確保に係る公共施設等の整備・維持管理については、国見町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、また整合性を図りながら過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 子どもの生きる力の育成、地域とともにある教育、学習環境の充実

(ア) 児童生徒の学力及び体力について、二極化の傾向が見られます。また、不登校及び不登校傾向の児童生徒の増加傾向が見られるため、関係機関と連携した組織的な対応が求められています。

(イ) 国見町は、町立の保育所・幼稚園・小学校・中学校が1つという特性を活かし、コミュニティ・スクールに取り組んできましたが、学校教育の担う領域が広く多岐にわたることから、学校、家庭、地域が一体となり、学校と地域の双方向の連携がより大切になってきています。

(ウ) 国見町の ICT 環境は国の計画水準より遅れており、早急に整備を進める必要があります。また、施設に関しても、老朽化が顕著に現れており、計画的な修繕、改修が必要です。

イ 生涯学習の推進

地域住民の生涯学習活動の拠点である観月台文化センター（国見町公民館、国見町図書館）の老朽化により、維持管理費が増大しているため、計画的な修繕、改修が必要です。

ウ スポーツの推進

急速な少子化により、スポーツ少年団等の活動が困難となっているほか、ワーク・ライフ・バランスの推進などによる余暇時間の増加により、それぞれのライフステージでスポーツに親しむことのできる環境が求められています。加えて、体育施設の老朽化によって維持管理費が増大しており、施設の維持費の確保や使用料の徴収が課題となっています。

(2) その対策

ア 子どもの生きる力の育成、地域とともにある教育、学習環境の充実

(ア) 主体的、対話的で深い学びを実現する授業改善への個に応じた支援を行い、学びを充実させます。また、体育科の時間を中心に運動量を確保したり、自分手帳を効果的に活用したりすることで、児童生徒の主体的な生活習慣の形成、健康の保持増進、運動能力の向上を図ります。

学級における人間関係づくりを基盤に学校教育全体を通して社会性を育てるとともに、「国見町子どもいじめ防止条例」に沿った実効性のある取り組みを推進します。

(イ) コミュニティ・スクールの更なる推進、拡充を図り、学校・家庭・地域がそれぞれの立場で主体的に子どもの成長を支えるとともに、開かれた学校とするため、地域特性を活かした課題解決・体験・探求型を中心とした学習を行い、国見町への愛着と誇りを育てます。

(ウ) 通信環境やパソコン、拡大提示装置の整備、ICT 支援員の配置等一体的な整備を行うことにより、GIGA スクール構想の持続的な推進を図ります。また、時代とともに変化する施設に求められる性能、機能に応じた保育・教育環境を確保するため、施設の新規整備又は長寿命化対策と計画的な修繕により、安定的で安全・安心な環境を整備するとともに、非常時には避難所としての役割を果たします。

イ 生涯学習の推進

町民の生涯学習活動の促進と有事の際の避難場所として、観月台文化センターの施設・設備の機能を維持・向上させるとともに、施設機能のあり方を再検証し、時代に即した整備を行って地域住民の生涯学習活動を推進します。

ウ スポーツの推進

体育施設を有効に活用し、町民のライフステージにあわせた多様なスポーツと触れあう機会を充実させるとともに、町内のスポーツ団体等の活動を支援します。また、老朽化した施設の計画的な維持管理又は更新を進めることで、スポーツ機会の充実と並行して災害時の避難場所としての活用を進めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	教育施設等適正管理事業 ・町が設置する教育施設等について、施設水準の向上を図りながら、保育・教育環境を整備します。	町	
	給食施設	給食センター機械設備等更新事業 ・老朽化した施設設備の更新等を行います。	町	
	その他	I C T 整備事業 ・機器、設備等の随時更新、ネットワーク環境の充実等最適な ICT 教育環境を構築します。	町	
	(3) 集会施設、体育施設等 公民館 体育施設	観月台文化センター維持管理事業 ・老朽化した施設の改修、設備の更新等を行います。	町	
		社会体育施設維持管理事業 ・利用者が安全にスポーツを楽しむことができる環境を整備します。	町	
	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業 義務教育 その他	幼小中給食費無償化事業 ・幼小中の給食費を完全無償化します。	町	
		幼小中入園入学祝金支給事業 ・幼稚園、小中学校に入園入学する保護者に対して、祝金を支給します。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

● 国見町公共施設等総合管理計画「学校教育系施設」の基本方針

今後は、コンクリートの中性化により躯体強度の問題が発生するおそれのある校舎は建替えを含めて検討をする必要性がありますが、施設の老朽化とともに少子化の影響による規模の適正化も考慮しなければいけません。今後は中学校、小学校の統合はもとより、幼稚園、保育所も含めた機能の集約化を進めるとともに、周辺に複合化・多機能化の可能性のある公共施設等がある場合はこれらの機能移転を念頭おいた集約化を進めます。

● 国見町公共施設等総合管理計画「社会教育系施設」の基本方針

「国見町観月台文化センター」は、町民文化の向上と健康福祉の増進及びスポーツの振興を図るため、公民館機能、図書館機能、郷土資料館、児童館機能、健康福祉機能等を持ち合わせた複合施設として設置されています。建物が供用できる限り当該施設を維持することとし、施設の日常業務における点検や不具合報告に対応し、予防保全による建物の長寿命化を図ります。

● 国見町公共施設等総合管理計画「スポーツ・レクリエーション観光系施設」の基本方針

各種体育館は町主催の屋内スポーツ大会開催など多くの町民に活用され、道の駅は、地場特産品等の販売による地域産業の振興及び地域の防災拠点として町民の福祉の向上を図ることを目的に国との一体型で整備されています。

老朽化が進んでいる施設もあるため将来的な更新・改修費用の負担が予想されるほか、維持管理費用も増加傾向にあるため、施設の利用頻度や費用対効果について検討を行い、施設の統廃合を進めます。

学校教育系、社会教育系、スポーツ・レクリエーション系施設の整備・維持管理については、国見町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、また整合性を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

国見町では、集落や行政区において特色を生かした地域づくり活動を展開し、地域の活性化等に取り組んできましたが、少子・高齢化の進行や若年層の転出等により、地域コミュニティ活動がままならない自治会・行政区が増えています。そのため、従来のコミュニティ活動の枠にとらわれず、地域住民が自主的又は主体的に活動、支援するなど、地域活性化を促すことが求められています。

(2) その対策

地域活動の活性化を促すため、それぞれの集落が持つ歴史的経過と現在の社会生活圏の実態等を考慮しながら、自治会・行政区における再編検討への協力を努めます。

また、地域コミュニティ活動の拠点整備、充実を図るとともに、地域住民の自主的又は主体的コミュニティ活動に対する助成、支援制度の充実に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的	まちな駅整備事業	町	

	発展特別事業 集落整備	・まちの駅整備に係る基本方針や計画を策定します。		
		多目的施設整備事業 ・多目的施設整備に係る基本方針や計画を策定します。	町	
	(3) その他	まちの駅整備事業 ・集落のコミュニティ形成に向け、憩いの場として「まちの駅」を整備・提供します。	町	
		多目的施設整備事業 ・平時は集落のみんなが集える交流の場として、有事は災害対応機能を併せ持つ多目的施設を整備します。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

集落の整備に係る公共施設等の整備・維持管理については、国見町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、また整合性を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

国見町の文化財は、先人たちが育んだ文化と努力によって受け継がれてきたかけがえのない軌跡です。国見町は、阿津賀志山の戦いの舞台となった国指定史跡の阿津賀山防塁をはじめ、史跡2件、登録有形文化財（建造物）5件、県重要文化財（建造物）1件、県指定史跡1件、その他町指定文化財等31件が所在しています。

しかし、生活・娯楽が多様化し、たくさんの情報があふれる現代社会において、芸術文化の振興を図るためには、文化施設の効率的な運営と文化・芸術団体への支援教育、普段から気軽に芸術文化に触れ、活動に参加できる機会や環境を整備する必要があります。

(2) その対策

「国見町歴史的風致維持向上計画」に基づく取り組みと、国見町文化財センターの維持管理、文化財の適正な保存、保護を実施し、地域住民の意識啓発と協力体制の強化を図ります。

また、文化・芸術関連の自主的な団体活動を活性化させるため、成果発表の機会の提供や後継者の育成支援を進めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振 興等	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域文化振興	阿津賀志山防塁模型制作事業 ・阿津賀志山防塁の模型を更新して、貴重な歴史遺産の認知度向上を図るとともに子どもたちに学習機会を提供します。	町	
	(3) その他	城跡活用事業 ・藤田城跡及び石母田城跡の環境整備と活用を図ります。	町	
		文化財維持管理事業 ・阿津賀志山防塁（あつかし千年公園含む）・藤田城公園・岩淵遺跡公園・二階平などの適正管理を実施します。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

● 国見町公共施設等総合管理計画「町民文化系施設」の基本方針

町内には、文化財の保存及び活用を図り、貴重な歴史遺産に対する町民の理解と文化意識の向上のため、旧大木戸小学校を改修した「国見町文化財センター」や、町民の福祉と健康の増進を目的に設置された施設で、地域住民の中央集会や研鑽・娯楽の場として利用されている「国見町小坂農村総合管理センター」などがあります。

現有施設については、現在の建物の維持を基本方針とし、日常業務における点検や不具合報告に対応し、予防保全による施設の長寿命化を図るなど適切に設備の維持管理を行います。

町民文化系公共施設等の整備・維持管理については、国見町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、また整合性を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

1.2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

地球温暖化は、気候や生態系などに影響を及ぼすことが予測されており、平成27年のパリ協定で示されたように、温室効果ガスの削減が喫緊の課題となっています。また、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故により、安全で地球環境にやさしいエネルギーの安定供給に力を入れていくことが重要であると認識されたところです。

国見町においても、公用車への電気自動車や水素自動車の導入、街路灯や公共施設への太陽光発電システムなどの導入を進めています。引き続き、バイオマス発電のほか新エネルギー社会の構築に加え、まちぐるみでライフスタイルの見直しや天然資源の消費抑制、環境にやさしい循環型社会への転換を進めていく必要があります。

(2) その対策

地域特性に応じて、太陽光発電やバイオマス、地熱、風力、木質ペレットなどの再生可能エネルギーへの転換を推進し、省エネルギーと地球温暖化防止に関する意識の醸成を進めます。また、町が管理する公用車や施設において、地球環境にやさしいエネルギーの導入に引き続き努めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可能エネ ルギーの利用 の推進	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 再生可能エネ ルギー利用	再生可能エネルギー推進事業 ・ごみの抑制・再利用や再生可能エネ ルギーの啓発などを通じて生活環境の 改善を目指します。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- 国見町公共施設等総合管理計画基本方針「公共施設等の管理に関する基本的な考え方（脱炭素への推進方針）」

町内には、文化財の保存及び活用を図り、貴重な歴史遺産に対する町民の理解と文化意識の向上のため、旧大木戸小学校を改修した「国見町文化財センター」や、町民の福祉と健康の増進を目的に設置された施設で、地域住民の中央集会や研鑽・娯楽の場として利用されている「国見町小坂農村総合管理センター」などがあります。

現有施設については、現在の建物の維持を基本方針とし、日常業務における点検や不具合報告に対応し、予防保全による施設の長寿命化を図るなど適切に設備の維持管理を行います。

再生利用エネルギーの利用促進に係る公共施設等の整備・維持管理については、国見町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、また整合性を図りながら過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

下記の持続的発展施策区分における各事業は、地域の持続的発展に資するものであり、事業内容に掲げる取組みにより、その効果は将来に及ぶものです。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地 域間交流の促 進、人材育成	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 移住・定住	住宅取得支援事業 ・移住者が住宅を取得した場合に補助金を交付します。	町	
		定住化促進総合対策事業 ・子育て支援住宅などを維持管理します。	町	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業 第1次産業 商工業・6次産 業化	くにみ農業ビジネス訓練所管理運営事業 ・施設の管理運営と合わせ、新規就農希望者を長期研修生として受け入れ、将来の担い手を確保・育成します。	町	
		道の駅国見あつかしの郷管理事業 ・道の駅国見及び木育広場の管理を指定管理します。	町	
3 地域における 情報化	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 デジタル技術 活用	行政DX推進事業 ・デジタル技術の活用により、行政手続きのオンライン化、既存業務のデジタル化等を行います。	町	
		自治体デジタル通貨導入事業 ・町の事業及びボランティア活動などに参加した方に町内店舗で使用できるデジタル通貨を発行します。	町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	国見まちなかタクシー事業 ・まちなかタクシー運行により、地域住民の日常生活に必要な生活交通の確保に繋がります。	町	

		<p>国見町タクシー利用補助事業「ももたんパス」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちなかタクシー運行時間外において、地域住民の日常生活に必要な生活交通の確保に繋がります。 	町	
	交通施設維持	<p>生活バス路線維持補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス路線維持への補助を行い、地域住民の日常生活に必要な生活交通の確保に繋がります。 	町	
	交通施設維持	<p>町道点検診断事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の路面性状調査や修繕計画の策定を実施します。 	町	
	交通施設維持	<p>林道点検診断事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の路面性状調査や修繕計画の策定を実施します。 	町	
	交通施設維持	<p>橋梁点検診断事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・橋梁の法定点検を実施します。 	町	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 危険施設撤去	<p>消防施設等撤去事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した消防屯所や消防水利、火の見櫓などの消防施設等を撤去します。 	町	
	その他	<p>公営住宅適正管理事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅の現状調査を基に、危険な施設は撤去します。 	町	
	その他	<p>公営住宅適正管理事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅の現状を把握するための調査を行います。 	町	
	その他	<p>公園施設リニューアル事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園施設リニューアル整備に係る基本方針や計画を策定します。 	町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉	<p>保育料無償化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の幼児教育・保育の無償化に加え、町独自の子育て支援策として、所得要件等にかかわらず保育料を無償化します。 	町	

	高齢者・障害者福祉	<p>すくすくももさぼ祝金事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、子どもの健やかな成長を支援します。 	町	
		<p>認定こども園整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定こども園整備に係る基本方針や計画を策定します。 	町	
		<p>生きがいデイサービス事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅の高齢者に対し、通所により生活・健康相談や趣味活動等の各種サービスを提供します。 	町	
		<p>生きがいデイサービス外出支援サービス事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 生きがいデイサービスに通所する高齢者に対し、自宅と事業場所との間を送迎します。 	町	
		<p>緊急通報システム事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置を貸与します。 	町	
		<p>高齢者いきいきサロン交流事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者の閉じこもり解消や生きがい活動の場として実施します。 	町	
		<p>高齢者配食サービス事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅のひとり暮らし高齢者等に対して、栄養バランスの取れた弁当を配達します。 	町	
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	<p>伊達地方病院群輪番制事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 伊達郡の病院群が輪番方式により、休日夜間の診療体制を整え、入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保します。 	町	
		<p>胃・乳・子宮頸がん検診（施設検診）事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 伊達地域の医療機関と連携し、がん検診（施設検診）を実施します。 	町	
		<p>オンライン診療事業</p> <ul style="list-style-type: none"> オンライン診察・医療相談できるサービスを実施します。 	町	

8 教育の振興	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業 義務教育 その他	幼小中給食費無償化事業 ・幼小中の給食費を完全無償化しま す。	町	
		幼小中入園入学祝金支給事業 ・幼稚園、小中学校に入園入学する 保護者に対して、祝金を支給しま す。	町	
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	まちの駅整備事業 ・まちの駅整備に係る基本方針や計 画を策定します。	町	
		多目的施設整備事業 ・多目的施設整備に係る基本方針や 計画を策定します。	町	
10 地域文化の振 興等	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域文化振興	阿津賀志山防塁模型制作事業 ・阿津賀志山防塁の模型を更新し て、貴重な歴史遺産の認知度向上 を図るとともに子どもたちに学 習機会を提供します。	町	
11 再生可能エネ ルギーの利用 の推進	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 再生可能エネ ルギー利用	再生可能エネルギー推進事業 ・ごみの抑制・再利用や再生可能エ ネルギーの啓発などを通じて生 活環境の改善を目指します。	町	